○関西国際空港国内線旅客サービス施設使用料に関する規程

（平成30年８月17日　規程第50号）

最終改正　令和６年１２月１１日　規程第138号

（趣旨）

第１条　この規程は、関西エアポート株式会社（以下「会社」という。）が提供する関西国際空港（以下「空港」という。）の旅客ターミナルビル内国内線旅客公衆ゾーンの諸施設及び旅客案内情報施設（以下「旅客サービス施設」という。）の使用に関し、その使用料金及び料金収受に関して定めるものです。

（使用料）

第２条　空港を使用して国内線にて出発し又は到着するお客様（以下「旅客」という。）には、航空券が発券される際に、国内線旅客サービス施設使用料（以下「使用料」という。）を航空運送事業者又はその代理店（以下「航空運送事業者等」という。）に対し、航空運送事業者等が定める旅客運送約款等に基づいてお支払いいただきます。航空券の発券を受けない旅客（自家用航空機等を利用する旅客を含む。）及び何らかの理由により航空券の発券の際に使用料をお支払いいただいていない旅客には、別途航空運送事業者等を通じて、別異の方法により、使用料をお支払いいただきます。

２　前項の使用料の額は、別表第１に掲げるとおりとします。

３　会社は、前２項の規定にかかわらず、別表第２に掲げる旅客については、使用料を免除いたします。

（供用の休止）

第３条　会社は、次の各号に掲げる場合は、旅客サービス施設の一部の供用を休止することがあります。なお、この場合にあっても使用料の払い戻しは行いません。

(1)旅客サービス施設が破損し、又は故障したとき。

(2)旅客サービス施設に修理その他の工事を施すとき。

(3)前２号に掲げる場合のほか、旅客サービス施設の管理上特に必要があるとき。

（払い戻し）

第４条　使用料の支払い後の払い戻しについては、旅客が空港からの出発又は到着を取りやめたとき、又は会社が必要と認めた場合に限り、旅客に対し、旅客が第２条第１項に規定する使用料をお支払いいただいた航空運送事業者等から払い戻しを行います。なお、使用料の払い戻し方法等については、航空運送事業者等の定めるところによります。

（事務手続き等）

第５条　会社と航空運送事業者等間における使用料の収受に関する事務手続きその他条件は、別途定めることとします。

（規程の適用）

第６条　この規程の適用にあたっては、日本語を正文とし、日本法に従い解釈し、この規程に定めのない事項については、日本法を適用します。

２　この規程に関する争いについては、大阪地方裁判所又は会社の所在地を管轄する簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

（規程の変更）

第７条　会社は、この規程を変更するときは、その効力発生日を定め、当該変更を行う旨及び当該変更の内容並びに当該変更の効力発生日を会社のウェブサイト（http://www.kansai-airport.or.jp/index.asp）で周知します。

附則

１　この規程は、平成 30 年８月 17 日から施行します。

２　この規程に基づく料金は、平成 30 年 10 月 28 日以後に空港を使用して出発し又は到着するお客様に適用されます。なお、関西国際空港第２ターミナルビル国内線旅客サービス施設使用料規程（以下、旧規程という。）に基づき、平成 30 年 10 月 27 日以前に関西国際空港第２ターミナルビル国内線を使用して出発し又は到着するお客様に係る旅客サービス施設使用料その他の取り扱いについては、引き続き旧規程の定めによるものとします。

附則

この規程は、令和元年 10 月１日から施行します。

附則

この規程は、令和２年８月６日から施行します。

附則

この規程は、令和７年４月１日から施行します。

別表第１（第２条２項関係）
旅客サービス施設使用料の額（消費税及び地方消費税を含む。）

（Ⅰ）第１旅客ターミナルビル
　(ｱ) 出発旅客
　　大人１人あたり　　560 円
　　小人１人あたり　　280 円
　(ｲ) 到着旅客
　　大人１人あたり　　560 円
　　小人１人あたり　　280 円

＊上記料金の額の適用に際しては、年齢が 12 歳未満であることが確認できる旅客を小人とし、それ以外の旅客を大人といたします。なお、航空券を使用しない 3 歳未満の幼児に対しては料金は課されません。

（Ⅱ）第２旅客ターミナルビル
　(ｱ) 出発旅客
　　１人あたり　　420 円
　(ｲ) 到着旅客
　　１人あたり　　370 円

＊3 才未満の旅客に対しては料金は課されませんが、3 才未満であっても航空券を使用する旅客に関しては、料金を徴収します。

別表第２（第２条３項関係）

次に掲げる旅客については、料金の全部又は一部を免除します。

(1)専ら外交上の目的、又は公用のために使用される航空機に搭乗する旅客

(2)空港を離陸後、やむを得ない事情のため他の飛行場に着陸することなしに空港に着陸した航空機の旅客

(3)機体若しくは機器等の故障、航空機の強取等の処罰に関する法律による航空機の強取等、急病患者の発生、又は航空機に爆発物を置く等航空機の安全運航を損なうおそれのある行為の発生により空港に不時着した航空機の旅客

(4)本来の目的地である飛行場及びその周辺の天候等の事情により、当該飛行場に着陸できないため空港に暫定的に着陸した航空機の旅客

(5)航空交通管制その他行政上の必要から空港に着陸を命ぜられた航空機の旅客

(6)機体若しくは機器等の故障、急病患者の発生、ハイジャック、空港の悪天候、滑走路の閉鎖又は航空交通管制その他行政上の必要から空港の出発が翌日以降になった航空機の旅客のうち、使用料を既に支払った旅客

(7)前各号のほか、会社が特に認めた旅客